

タイトル	中国の食品安全問題と企業文化
著者	石原，享一； ISHIHARA, Kyoichi
引用	北海商科大学論集，3(1)： 1-26
発行日	2014-02

中国の食品安全問題と企業文化

The Problems on Food Safety and the Corporate Culture in China

石原享一 ISHIHARA, Kyoichi

要旨

本稿の目的は、中国の食品安全問題の実態、および中国政府の食品安全に関する法整備や監督・管理体制の沿革を検討した上で、食品安全を保障していくためのカギは何かを提示することにある。中国で食品汚染事件が頻発する背景には、制度化されていない市場経済の下で、未熟な消費者意識につけ入って目先の利益を追求する企業行動がある。食品安全と CSR（企業の社会的責任）に徹した企業文化の構築なくしては、罰則や行政管理をいくら厳しくしてもあまり効果は上がらない。

キーワード：中国経済、食品安全、粉ミルク汚染、CSR、企業文化

Abstract

The purpose of this paper is to make clear the actual circumstances of the problems on food safety, examine the historical change of ordinances and administrative systems on food safety, and therefore indicate the key factor for accomplishing the food safety. The frequent accidents of food pollution are fundamentally due to enterprises' behavior which pursues the immediate profit by taking advantage of immature consumers' consciousness under the uninstitutionalized market. Without building the corporate culture which penetrates the food safety and the CSR (corporate social responsibility), rigorous penal regulations and administrative control are ineffective.

Key words : Chinese economy, food safety, milk powder pollution, CSR, corporate culture

1. はじめに

中国で食品汚染問題がジャーナリズムをにぎわしていた頃、次のような「順口溜」（世相風刺の語呂合わせ）が人口に膾炙していた。「中国人は食品分野で化学音痴を一掃した。米からパラフィンを知り、ハムから DDVP(有機リン殺虫剤)を知り、塩漬けやとうがらし味噌からスーダンレッドを知り、寄せ鍋からホルマリンを知り、白キクラゲや砂糖漬けなつめからイオウを知り、キクラゲから硫酸銅を知った」。

その他にも、「外国人は牛乳を飲んで“結実”（丈夫）になったが、中国人は牛乳を飲んで“結石”になった」、あるいは「日本人は1日1杯の牛乳で民族を“振興”させたが、中国人は1日1杯の牛乳で民族を“震驚”させた」などというものもある。いずれも中国の食品安全がおびやかされている現状を憂え、政府の食品安全管理体制の不備や食品業界の違法行為を皮肉ったもので、庶民の心情を如実に表現している。

本稿の目的は、中国の食品安全問題の実態とその原因を探り、かつ中国政府の食品安全に関する法整備や監督・管理体制の沿革を検討した上で、食品安全を保障していくためのカギはどこにあるかを提示することにある。

中国の食品安全問題に関する先行研究は、大きく次の3つのテーマに分けられる。

第1は、食品安全を保障するための法整備、安全基準の適正化、違法行為に対する罰則の厳格化などを検討したものである。当然ながら政府系の機関やそこに属する研究者の著作には、この種のテーマのものが多い。上海市食品薬品安全研究中心・唐民皓編（2012）や韓俊主編（2007）などがある。

第2は、中国の食品安全管理体制の不備を指摘した研究で、とくに農業部、衛生部、食品薬品监督管理局、品質検査総局、工商総局などのタテ割り行政の弊害を問題視している。山西省での現地調査を行った程景民（2013）やゲームの理論を使って関連部局間の協調メカニズムの欠如を論じた詹承豫（2009）などがその点を重点的に論じている。また、王彩霞（2012）はタテ割り行政の問題に加えて、中央と地方の食品安全監督行政における連携の齟齬を指摘している。

第3は、食品安全問題の根本原因は社会主義や公共的利益に対する信認の失墜、あるいは拝金主義の蔓延など、改革開放後の社会状況に帰せられるとするものである。これには、李松（2011）、駱漢城ほか（2004）、童一秋・記康保（2002）などがある。

これらの先行研究と比べて、本稿の特徴は中国の食品安全問題の実態、食品安全保障に対する政府の取り組み、食品汚染事件を起こした企業の経営のあり方などを検討した上で、食品安全問題を解決するカギとして、企業の社会的責任を重視した企業文化の育成に着目している点にある。食品安全を保障するには法律整備や行政管理体制の協調など総合的な施策が必要であることは言うまでもないが、いくら罰則や取締りを強化しても、企業が抜け道を求めて目先の利益追求に走る限り、違法行為と摘発のいたちごっこが繰り返されるだけである。

本稿の構成は、以下の3つの部分からなる。まず、中国の食品安全問題の実態を明らか

にした上で、それに対する法整備と行政監督・管理体制の変遷を跡付ける。具体的な地域の事例として、上海の豚肉食中毒事件と上海市の監督管理体制を取り上げる。次に、食品安全問題が発生する原因を探るため、市場の陥穽や未熟な消費者意識につけ込む企業行動について検討する。粗悪粉ミルク事件やメラミン混入問題を引き起こした乳業界が対象となる。最後に、煙台経済技術開発区における現地調査を踏まえ、企業の社会的責任を重視した企業文化を育成していくことの意義を明らかにする。

なお、本稿で用いる企業文化という概念は、企業の事業運営に当たって社員によって共有される目標・価値観・思考様式・行動規範のことであり、それは社員の行動形態や企業経営のあり方に反映されるものである。また、企業の社会的責任（CSR）は株主、従業員、顧客・消費者、取引先、経営者、政府、地域コミュニティ、環境などの利害関係者（ステークホルダー）に対して企業が負うべき責任を指すものとして、一般的に用いる。ただし、本文中でも触れるように、中国の場合には政府文書などにも企業の社会的責任は「株主を除くステークホルダーに対する責任」と規定されていることがある¹⁾。

2. 食品安全に関する法整備と管理体制

2.1 多発する食品安全違反事件

中国で食品安全問題が大きく取り上げられるようになったのは、1990年代半ば以降である。鄧小平の南巡講話によって再び改革開放政策に弾みがつき、外資の進出と不動産開発ブームが起こった。市場経済は活況を呈し、経済のバブル化が進行し、社会には拝金主義的傾向も強まった。そのような社会経済情勢の下で、短期的に一攫千金をねらって行動するような企業も出てきた。

韓俊（2007,2～185頁）によると、中国の直面する主要な食品安全問題は、次のような種類に分けられる。

第1のタイプは、細菌による食中毒である。1999年に寧夏自治区で1000人がサルモネラ菌の食中毒にかかった。2001年には衛生部に706件の食中毒の報告があった。2.2万人が食中毒にかかり、そのうち184人が死亡した。だが、実際には年間の被害者数はその10倍はいると言われている。同じ2001年に江蘇省と安徽省だけでO157食中毒で2万人の患者を出し、そのうち177人が死亡している。

第2のタイプは、農畜産物に残留している農薬・動物用薬品の問題である。中国は長らく農薬のBHCやDDTの使用を許可してきたので、それらがおおよそ8億人の人々の体内に蓄積されていると推測されている。2000年に経済の比較的発展している地域の省政府所在地14都市で2110サンプルの検査が行なわれた。検査された野菜のサンプルのうち、禁止物質の量が基準値を超過していたものは、農薬が31.1%、重金属が23.5%、硝酸塩が12.1%であった。2001年にも広東省河源市では塩酸クレンプテロール入り豚肉で800人が食中毒を起こしている。

食品安全問題の第3のタイプは、加工食品への有害物質の混入などによる食品汚染である。たとえば、①環境汚染のもたらす食物連鎖、②食品添加剤、包装材料防腐剤の違法使用、③醤油・漬物などの伝統的な加工品の汚染、④工業用エチルアルコールを使った酒や汚染米などの詐欺・ニセモノ商品、などがある。

中国が食品安全保障に本腰をあげて取り組む契機となった悪質な食品安全違反事件の例を幾つか挙げておこう。1998年2月の春節期間中に起きた山西省朔州市のニセ酒事件はその悪質性によって世間を震撼させた。山西省中部の文水県の農民W・Aが妻とともに2.4トンのメチルアルコールを水と混ぜて「白酒」57.5トンをつくり、それを個人経営の卸売商が売りさばいた。メチルアルコールの量は1リットル当たり361グラムで、国家基準の902倍にも達していた。27人が死亡し、中毒で入院した222名もその多くは失明した。1998年3月に主犯のW・Aなど製造・販売にたずさわった者6人が死刑判決を受け、即刻執行された。妻ら4名は無期懲役の判決を受けている。山西省の白酒は“汾酒”として知られているが、この事件によって全国に“杏花村汾酒”が危ないという風評が流れ、白酒の販売量は激減した。また、この事件は政府、工商団体、消費者協会が一致して食品安全問題に取り組む契機ともなった2)。

2000年末から2001年にかけて、アフラトキシンB1と言う真菌の発生した米が広東省で大量に出回った。アフラトキシンはカビ毒の一種で、強い発癌性を持つ。2001年7月に広東省衛生、公安、工商の各局が合同で調査し、アフラトキシンなどの発生した米3083トンを押収した。摘発された精米所や倉庫のうち、L・Yの経営する広州市白雲区の泰京精米所では260トンの未加工米のうち、合格率は20.6%に過ぎなかった。C・Lの経営する港興精米所では合格率は60%であったが、すでにカビ米40トンを広州市内の食糧・食用油・食品卸売業者に売り渡していた。W・Sの経営する永康精米所は衛生許可証を取得していなかった。これら3つの精米所はいずれも湖南、広西、江西などから米を買いつけている。彼らは貯蔵管理の状態が悪くアフラトキシンの発生してしまった米を「益寿牌」や「国泰香絲苗」などの商標名をつけて、あたかもブランド米であるかのように装っていた3)。

このような事件が起こる背景には、食糧販売業者の間ではニセ商品売ることが慣例化していたという業界の実態がある。例えば、“天津小站米”や“盤錦大米”などのブランド米は生産量が限られているので、河北や東北地方から購入した別の品種をそれらのブランド米に仕立て上げて会社などの大口消費者に向けて販売している業者がいた。あるいは、人気の東北米は10月にならないと新米が出ないはずなのに、倉庫に貯蔵してある去年のもみ米を精米し、それを新米と称して早いうちから売り出した業者もいた。また、南方からグリーン食品と印刷された米袋を買ってきて、それに普通米を入れて売った等々。このような商慣行の下で、農薬汚染された米も業者はあまり罪の意識を感じることもなく販売していたのだと言える。

冠生園は歴史をさかのぼれば、1918年に上海の民族資本家、冼冠生が興した菓子、キャラメル、蜂蜜の老舗である。中華人民共和国になってから公私合営化されて、国有企業と

なった。その後、各地に地元政府の肝いりで冠生園が設立され、今では冠生園と称する会社は十数社にも及んでいる。しかし、これらの冠生園同士の間には資本関係も業務提携関係もない。そのうちの一つが南京の“冠生園”である。2000年9月から2001年9月にかけて、この南京“冠生園”が製造販売した月餅の餡にカビが生えているという事件が起こった。2000年の中秋節後に売れ残った月餅を回収・貯蔵し、皮を取り除いて再使用していたからである。

周知のように、日本でも“赤福”のあんころもちや雪印乳業の牛乳などで同じような使い回しをやっていたので、こういう問題は食品業界につきもののところがある。南京“冠生園”の総経理は事実をさらけ出して非難の的になったが、実のところ使い回しは中国の月餅業界内の長年にわたる慣行となっていた。業界通によれば、業者が売れ残りの月餅を直ちに廃棄処分したり、豚の飼料などに回したりするわけがないという⁴⁾。

そのほかにも、2001年11月に青酸カリで毒殺された犬の肉が江西省や湖南省から広東省に入ってきた事件、あるいは2003年に浙江省特産の“金華ハム”に有機リン殺虫剤のDDVPが混入していた事件などもある。

上述したような食品安全をおびやかす事件が頻発するに及んで、中国の当局も本腰を入れて食品安全問題に取り組んでいくようになる。

2.2 食品安全管理制度の改革

中国における食品汚染事件の頻発は、改革開放以降の市場経済化の進展と密接に関係している。改革開放前の計画経済の時代には、食品製造や食品販売は一つの独立した産業部門として位置づけられてはおらず、各産業主管官庁がそれぞれの系列下に食品加工・食品販売の工場・商店や社員食堂を抱えていた。このシステムは、一つの企業の中で従業員の生活に必要な商品やサービスを提供する施設を備えた、いわゆる「単位社会」の形成とも関係している。したがって、食品の品質・安全基準の規定や検査も各監督官庁の下で別々に行われていた。

1965年に「食品衛生管理試行条例」が發布され、これが初めての中央レベルの総合的な食品衛生管理法規となった。この法規は、食品の生産・営業（生産、加工、買い付け、貯蔵、輸送、販売を含む）企業およびそれらの主管官庁がそれぞれの系統の衛生業務に責任を負うことを明記している。それと同時に、衛生部系統が各主管官庁と協議の上で食品衛生基準を制定し、食品衛生の監督と技術指導を行うことと規定されていた[王彩霞(2012)、69～70頁]。計画経済の時代には、各産業の主管官庁の監督が食品安全の分野でも効いていたが、改革開放政策の下でその枠組みが崩れてしまうと、市場経済の不備につけ込んで稼ごうとする企業行動が食品安全を脅かすようになる。

改革開放以降、中国の食品安全管理制度の改革は以下の4つの段階を経てきた⁵⁾。

第一期(1982～1994年)は試行段階で、1982年の「食品衛生法(試行)」の發布から始まる。この時期には、衛生部の管轄下にある県レベル以上の衛生防疫ステーションや食品

衛生監督検驗所を執行機関として、主に食品衛生面の監督を行うに過ぎなかった。他方で、各主管官庁は食品衛生に対する監督権限を必ずしも手放したわけではなく、衛生部系統と各主管官庁系統との食品衛生業務における権限が並立し、タテ割りや地方主義の弊害が目立っていた。

第二期（1995～2004 年）は 1995 年 10 月の全人代常務委における「食品衛生法」の正式の採択が画期となる。これは衛生部系統を執行機関として確定し、本格的に食品衛生の監督に着手しようとしたものである。だが、監督の眼が及んだのは食品流通や飲食業・食堂などの限られた消費分野でしかなかった。

この時期の食品衛生行政のあり方に大きな影響を与えたのは、1993 年の第 8 期全人代第 1 回会議で軽工業部や紡織工業部などが廃止された行政改革である。すでに 1980 年代から 1990 年代初めにかけて価格改革が進み、消費財や生産財の大部分が市場供給されるようになっていた。とくに食品や紡績製品を含む軽工業製品は市場価格で供給されており、軽工業部や紡織工業部の存在意義は減殺されていた。軽工業部が撤廃されたことにより、植物油、食糧、乳製品、肉製品、酒類、水産品などの多くの食品生産企業は主管官庁の管轄を離れ、食品企業は独立した経営主体となった〔王彩霞（2012）、71 頁〕。軽工業部に代わって中国轻工総会が国務院直属の業界組織として残されてはいたものの、主管官庁が食品企業の衛生や食品安全を行政的・直接的に監督することはできなくなったのである。

第三期（2005～2007 年）は食品安全管理の分業責任体制を明確にした時期である。国務院は 2004 年に「食品安全業務をいっそう強化する決定」を發布した。これを受けて、以下の国務院の 5 つの部局が分業体制をとり、「農地から食卓までの食品安全」という目標を掲げて、下記のように食品安全の監督・管理系統の責任体制を強化していくことになった。ここで系統とは、中央の各部局とその行政ラインに連なる地方の各役所を指す。

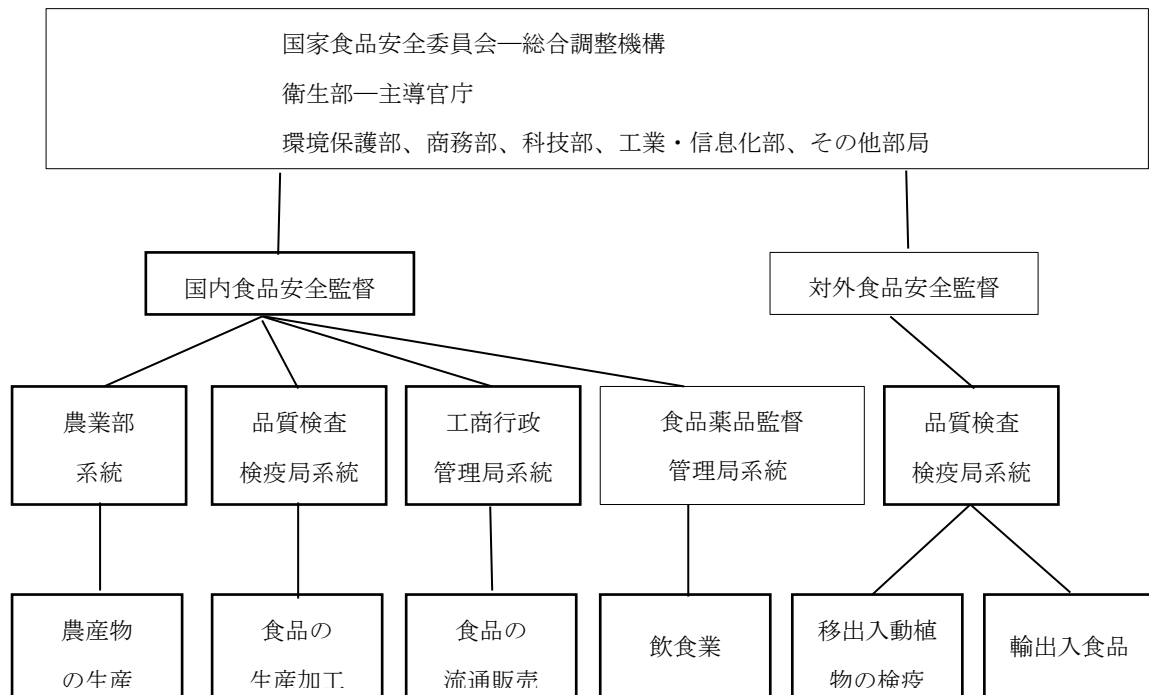
- ① 農業部系統 — 農産物の生産分野
- ② 品質検査局系統 — 食品の生産・加工分野
- ③ 工商管理局系統 — 食品の流通・販売分野
- ④ 衛生部系統 — 飲食業・食堂などにおける消費分野
- ⑤ 食品薬品监督管理局系統 — 食品・薬品の安全検査の分野

さらに各部門間のタテ割りの弊害を克服するために、食品薬品监督管理局系統が各部局間の統一的な調整を行うことになった。

その後、2007 年 4 月に「国家食品安全第 11 次 5 ヶ年計画」が発表された。この 5 ヶ年計画は長年、対外経済関係の国務委員としてらつ腕を振るってきた呉儀・副首相が主査になって作成されたものである。2007 年 8 月には国務院品質・食品安全指導小組が立ち上げられ、その事務所は品質検査総局内に置かれた。組長は呉儀・副首相、副組長は李長江・品質検査総局長である。その主な目的は、①品質と食品安全の重大問題に対し統一的に協調して対処・行動する、②品質検査と食品安全に関連する政策の実施を監督する、の 2 点にあった。食品安全管理の実効性を上げようとする当局のなみなみならぬ強い意志が表れ

ている。

図1 「食品安全法」実施下の食品安全管理体制



（出所）王彩霞（2012，75 頁）図4－4。

第四期（2008 年～）は、「食品安全法」の発布が画期となる。同法は 2008 年 4 月に全人代への提出、2009 年 2 月の常務委での採択を経て、同年 6 月 1 日から施行された。

この法案は全人代常務委が草案全文を一般公開して意見を聴取するなど、官民の力を結集して作成したものである。食品安全法に基づき、國務院に新たに食品安全委員会が設置された。同委員会の実質的な業務の遂行と各部局間の総合調整は当初、衛生部が担当することになっていた。食品安全の実務を担当する監督官庁は分業体制をとり、国家品質監督検査検疫総局が食品の生産・加工、国家工商行政管理総局が食品の流通、国家食品薬品監督管理総局が外食産業をそれぞれ管轄する。地方政府レベルでは出入境検査検疫局、品質技術監督局、工商行政管理局、食品薬品管理局が実施主体となる。「食品安全法」下の監督管理体制は図 1 のように描くことができる。

食品安全管理に関する従来の法規と比べ、新法の特徴は、①分業体制下の各部局の責任を明確にし、かつ全体的な調整の機関とその権限を確定したこと、②地方政府の各役所を

実施主体とし、その責任を明確にしたこと、③罰則を従前に比し 10～20 倍重くしたこと、などの点にある。

2010 年に入ると、食品安全法に沿った実施体制はいつそう具体化されていった。2 月には食品安全委員会下部機構として食品安全委員会弁公室が設置され、日常業務を担当することになった。さらに 2011 年 11 月には、それまで衛生部が担当していた 3 つの職責、すなわち①食品安全に関係する部局間の調整、②食品安全にかかわる重大事件の調査の統一指揮、③重要な食品安全情報の公表、も同弁公室に移管された。

地方レベルでも実施体制に進展があった。全国 31 省・自治区・直轄市と新疆建設兵団、および大部分の市・県に協議調整機構とその弁公室が設置された。長沙、常德、株洲、青島などの市では市長が食品安全委員会主任を兼務し、弁公室主任を秘書長が兼務することになった。河北省では弁公室の下に食品安全検査隊 30 人が配置された。さらに一部の地方では、郷鎮、街道、社区、村などの基層行政組織に食品安全監督員、情報伝達・収集員、予防員を置いている。獣医ステーション、農業技術普及ステーション、工商所などの基層機関にも一部業務を請け負わせ、公安派出所との連携も強化した〔上海市食品薬品安全研究中心・唐民皓（2012,34～35 頁）〕。

2012 年、国務院は「食品安全業務の強化に関する決定」を發布している。この決定は従来の体制を維持・強化すると共に、地方政府への権限委譲を促して、食品安全の責任と権限を一致させる方針を明確にした。また、郷鎮政府や社区・街道などの基層の行政機構も食品安全監督の任務を担うことになった〔上海市食品薬品安全研究中心・唐民皓（2013,21～23 頁）〕。2012 年には「飼料および飼料添加剤管理条例」も施行され、食品加工の上流部門への監督も強めている。

2.3 上海の監督体制と豚肉食中毒事件

地方レベルにおける食品安全管理の実施体制を上海市の例で見ておこう。2004 年 1 2 月に上海市は「当市における食品安全関連監督管理部門の機能の調整に関する決定」を發布した。それによると、それぞれの役所の所轄分野は次のとおりである。

- ① 農業委 — 農産物の生産分野
- ② 品質技術監督局 — 食品の生産・加工分野
- ③ 食品薬品监督管理局 — 食品の流通・消費分野、食品安全の総合監督、各機関の調整、重大事故の調査
- ④ 衛生局 — 飲食を原因とする疾病の監督
- ⑤ 工商行政管理局 — 食品の生産・流通・消費分野の企業に対する営業許可証
- ⑥ 経済委員会 — 屠殺場、肉類食品卸売市場、小売市場の計画的配置及び産業政策の制定

上海市では食品薬品监督管理局が食品安全管理の総合監督機関としての役割を担ってい

る。同局は薬品に対する安全管理も行っており、2002 年から薬品の品質についての抽出検査を行っている。検査件数は 2005 年 884 件、2006 年 746 件であった〔上海市食品薬品安全研究中心（2008,10～21 頁）〕。

2006 年 9 月に上海で大規模な豚肉食中毒事件が発生した。市内の 9 区で 300 余人に被害が出た。浙江省海塩の家畜屠殺加工場から卸売商が購入した豚肉（すべて合格証付き）の中に塩酸クレンプテロールが混入していたからである。塩酸クレンプテロールは気管支ぜんそく薬であるが、1980 年代に米国でこれを豚の飼料に混ぜると赤身肉の割合が上昇することが発見されていた。中国でも改革開放以降の健康ブームの影響で脂肪肉より赤身肉が好まれるようになっていた。塩酸クレンプテロールは中国では“瘦肉精”（赤身肉エキス）とも呼ばれ、生豚を高く売りつけたい農家がこれを飼料に混ぜる事件が頻発するようになった。

中国でももちろん塩酸クレンプテロールを飼料に混ぜることは禁止されている。2001 年には農業部・工商総局など 5 つの部と委員会が取締りの通達を出した。2002 年には農業部、衛生部、国家薬品监督管理局が合同で「飼料および動物の飲用水中に使用を禁止する薬物品種目録」を作成し、“瘦肉精”を禁止薬物の 1 つに指定した〔程静・陸超雲（2012,41 頁）〕。2004 年には国家食品薬品监督管理局、公安部、農業部、商務部、衛生部など 8 部局が連名で禁止の文書を発している。2005 年には農業部単独で「“瘦肉精”などの禁止薬品の管理業務強化に関する通達」も出された。2006 年にも農業部は、“瘦肉精”問題の頻発地区を重点監視の対象に指定している。ところが上述したように、2006 年 9 月に上海で豚肉食中毒事件がまたも発生したのである。

食中毒を起こした豚肉はいずれも食品検査合格証付きであったため、上海市の検査体制が問題となった。上海市食品薬品监督管理局は条例では豚の飼育場に対して定期検査を実施し、すべての屠殺場において 5%の抽出率で生豚の尿検査をすることになっている。ところが、実情は必ずしも規定どおりに検査がなされているわけではない。飼育農家に対する検査は検査員が顔を見せるだけの慌しいもので、「飛行検査」とやゆされていた。違反に対する厳しい罰則もなく、屠殺場の中には尿検査の体制も整っていないところもある。さらに検査設備のあるところでも、規定どおりに検査を経て合格するには 12 時間もの待ち時間が必要で、屠殺場は効率を優先して検査はおざなりなものになりがちであった。

劉明華・上海市浦東新区動物衛生監督所所長によると、2006 年当時の豚肉流通分野の管理は 1950 年代、60 年代に作成された獣医衛生検査の規則に基づいて行なわれていた。それは疫病や伝染病への対策を主としたもので、飼料添加物の残留のチェックは強制的な検査項目の中に含まれていなかったという 6)。

表 1 は、2006 年 9 月 12 日に浙江省嘉興の農家から出荷された豚肉が、9 月 13 日に上海の浦東新区のマーケットで売られるまでの豚肉の流通ルートを示したものである。豚肉が市場に出回るまでには生産農家や家畜屠殺加工場における尿検査や検疫検査が必要であるが、前述したように実態はほとんどフリーパスに近い。検査段階を通過した後は、根拠の

ない検疫合格証が一人歩きすることになる。

表1 上海市場への豚肉流通ルート

9.12 午前	浙江省嘉興市南湖区新豊鎮と嘉興県姚庄鎮の飼育農家が売却の意思を連絡
	↓
	南湖区生豚検証ステーションが2名の村の協力管理員を農家に派遣、尿検査をして合格の刻印、検疫証明書もステーションで発行
	↓
	海塩県家畜屠殺加工場
	屠殺前の最後の尿検査(規模の小さい個人請負経営なので、大量検査せず、抽出検査だけ)
	↓
夜 11 時頃	274 頭を屠殺
	そのうち、189 頭が上海市指定の畜禽輸送ルートの金山道口へ
	↓
	上海に入る前に“両証一単”(非疫区証明書、車両消毒証明書、県外移出の動物産品検疫合格票)を提出
	↓
9.13 夜半	上海農産物中心卸売市場
	市場管理人員が“両証一単”をチェック
	市場に入れるとき、豚肉上の検疫印をチェック
	↓
朝 3 時	3000 頭の新鮮豚肉が卸売市場内にぶら下げられる
	各野菜食肉マーケットから来た二級小売商が買い付け、IC カードで決済、卸売市場から検疫合格証明書と上海市卸売市場交易確認票を受け取る
	↓
朝 4 時	189 頭は浦東新区の 13 のマーケットへ運び出される

(出所)『新華網』2006 年 9 月 18 日 13:54

2.4 双匯の豚肉汚染事件

2011 年になっても豚肉への塩酸クレンブテロール混入事件は起こっている。3 月 15 日に中国の食品大手、双匯集團の河南省済源市にある済源双匯有限公司が出荷した豚肉から塩酸クレンブテロールが検出された。双匯集團の前身は 1958 年に創設された市営企業で、

1969年に河南省漯河市肉類連合加工廠となった。1984年に万隆が工場長に就任してから急速に成長し、1994年に双匯集団と名を変えた。今や従業員6万5千人、食肉年産量3百万トンの中国最大の食肉加工企業となっている。1999年には「中国馳名商標」に認定され、國務院の512重点企業の一つに列せられた。さらに2007年には農業部から農業産業化の国家重点トップ企業に指定され、また国家品質監督検査検疫総局から「中国名牌製品（低温肉製品、冷凍豚肉）」にも選ばれている。

そのような大手の有名企業の製品から禁止薬物が検出されたのである。双匯集団の董事長の万隆は会社のせいではなく、飼育農家の問題であって、汚染されたのは双匯傘下の工場の中で、済源市の工場だけだと釈明している⁷⁾。しかし、双匯は飼育農家に対して赤身肉の比率を70%に高めるよう要求していたことが判明した。一般的には赤身肉の比率はせいぜい30~40%であるから、農家に薬品を使うよう促しているようなものであった⁸⁾。

さらに双匯集団が世間から強い反発を買ったのは、「十八道検検，十八道放心」（幾重にもチェックしているので、十分に安心の意）というキャッチ・コピーをCMで流していたからである〔上海市食品薬品安全研究中心・唐民皓（2012,44頁）〕。これだけの大企業でありながら、飼育農家への食品安全指導を徹底せず、消費者の食の安全にも配慮せず、利潤追求に躍起となっていたことは大きな問題となった。この事件では、行政管理人員も職権乱用や汚職などの罪で逮捕されている。2011年7月25日、焦作市中級法院で8名が無期懲役や死刑（執行猶予）などの有罪判決を受けた。

中国の大都市では急速な経済成長を受けて、豚肉消費量と市場販売量は急激に増加している。このような市場経済の野放図な拡張に対し、市場競争のルール・規範の形成と政府のマクロ・コントロール能力がそれに追いついていない。市場規模の拡大によって生産者と消費者が遠く離れ、お互いに相手が見えなくなってしまうのに、その間をつなぐ仲介機構が果たすべき役割を発揮していない。また、政府の監視体制や信用できる情報の伝達網も未整備で、あまり機能していない。

3. 食品の安全と企業行動

3.1 粗悪粉ミルク事件

中国の農村では豚肉エキス事件よりもっと悪質な、乳児相手の食品安全違反事件が発生した。安徽省阜陽市の農村部では2003年から100人余の乳児に同じような異常症状が発生していた。いずれも四肢が短く、身体がやせ細っているのに、頭部は異常に大きく、顔が水ぶくれしている。生まれたときには4kgあった体重が生後6ヵ月になって、逆に3kgに減った子もいた。

2004年4月に温家宝首相の指示に基づき、国家品質監督検査総局、国家工商行政管理総局、衛生部からなる6人の専門調査チームが派遣され、安徽省政府と合同調査を行った。2003年5月1日以降に生まれた1万6000人を検診したところ、軽中度の栄養不良189人、

重度の栄養不良 28 人、死亡した者 12 人にのぼることが判明した。その原因は、乳成分を薄め、その代わりに大豆などのたんぱく粉を混ぜた低品質の粉ミルクが乳児に与えられたからであった。このような粗悪な粉ミルクを生産・販売したメーカー45社を調べてみると、2社は工場も地名も虚偽のものであった。残りの43社は商標登録企業であったが、そのうち20社は無許可で粉ミルクを生産していた。

この事件に関与した企業に対する処分は次のとおりであった。悪質な7件は犯罪事件として公安が処理した。粗悪粉ミルクを製造したメーカーは資産没収や操業停止となった。無許可で粉ミルクを生産していたメーカーは操業停止となったが、許可証の取得後に生産の再開が認められた。品質の合格基準を既に達成している企業には元どおりの生産を継続することが認められた。「三鹿」のニセブランドを使って販売していたメーカーは販売禁止の措置を受けたが、合格基準を達成後、禁止措置を解かれている⁹⁾。

このような企業に対する中国当局の処分は日本の消費者からみるとなまぬるいと感じられるかもしれない。しかし、あまりにも多くの企業が操業停止となれば、中国の粉ミルクの市場供給が不足する可能性もあり、そのような事態は避けなければならないという配慮も働いていた。

中国の粉ミルクはたんぱく質含有量が12%以上あれば合格だが、粗悪粉ミルクは2%しかなく、ほとんど水を飲んでいるようなものだった。粗悪粉ミルクが阜陽市の農村部に多く流通した理由の一つは、食品安全管理のチェック体制が農村部にまで行き届いておらず、農民自身も粗悪品かどうかを判別する知識も情報も持っていなかったことにある。また、粉ミルクのブランド品は安いものでも1袋18元以上はするが、粗悪品の多くは10元以下と安価で、貧しい農民にとって手頃な値段だったからである。

日本の森永ヒ素ミルク中毒事件のときもそうだったが、父母や祖父母は手ずから粉ミルクを乳児に飲ませただけに自責の念にかられている。被害児の母親の1人、陳敏は「うちのところは金がないので、安い物を買うしかない。子どもは今3歳で、よその子は飛んだり跳ねたりしているのに、うちの子はやっと立っちができるだけ。入院と薬代で3000元かかった。」と言っている。

陳敏は工商局→消費者協会→販売業者のルートを通じて数千元の賠償金で示談に応じた。裁判を起こそうにも金が要るので、彼女にとって他の選択肢はなかった。阜陽市人民医院小児科主任の劉曉林は憤慨して、次のように述べている。

「私はこれらのメーカーは全くひどいと思う。自分がもうけるためにかくも多くの人を害し、悪らつきわまりない。医療部門としては、もし（この事件の）患者が来たら、我が病院の指導部は無料で治療せよと言っている。」¹⁰⁾

阜陽市の農村部がいかに貧しく、また社会的な通念から隔絶されたところがあるかを示す一例がある。

同市太和県宮集鎮の宮小村は人口1600人の行政村である。この村は別名「小児マヒ村」と呼ばれている。1980年代に小児マヒの子を連れた父親が上海の病院に行ったところ、通

りがかりの人が同情して、カネを恵んでくれたことがあった。それに味をしめた父親は子連れで物乞いをして回るようになり、ついには家を建て直すまでにカネを貯めた。これを知った村人が周囲の村や隣県から小児マヒの子を借りてきて、各地を行御するようになり、物乞いはこの村の「インフォーマル産業」となった。村の党支部書記は「これでみんなが豊かになったのだ。いったい誰が彼らのもうけ口を止めさせることができようか」と言っている〔駱漢城ほか（2004,32～35 頁）〕。

粗悪粉ミルクを製造販売した業者は、このような貧困農村の屈折した精神風土につけこんで、安上がりに金もうけをしようとしたのである。

3. 2 メラミン入り粉ミルク事件

2007 年 3 月に中国の徐州の会社が米国の業者にメラミン入りのペット用食品を販売して国際的な問題になったことがある。中国の食品工業に対する品質検査ではタンパク質の含有量をチッ素（N）の比率で測る。メラミンを混ぜると食品中のチッ素含有量が増えるので、タンパク質の含有量を偽装するためにメラミンが使われる。牛や羊の飼料には以前から使われていたが、犬や猫などの小動物に与えると死に至る可能性もある。

前述した粗悪粉ミルクは乳成分を薄めたものだが、それを製造販売したメーカーの中には、中国の粉ミルク市場で当時、トップのシェア（18%）を占めていた三鹿集団も含まれている。三鹿の場合には、農村向けの最も安価な 1 袋 18 元の製品が違法であった。粉ミルクに大豆たんぱく粉が混ぜられ、さらにメラミンも添加されていた。

三鹿集団の本社は河北省石家荘市にある。その前身は、1956 年に 18 戸の飼育農家と 45 名の社員によって設立された「幸福乳業生産合作社」である。1960 年には石家荘市最大の乳牛養殖場となった。改革開放後、三鹿は飛躍的な成長を遂げ、1993 年には粉ミルクの生産・販売量で全国のトップに立った。1996 年に石家荘三鹿集団に名称を変更している。2005 年からニュージーランドの生活協同組合フォンテラと合弁事業（三鹿 56%、フォンテラ 43%）も行っている。「国家飲料企業環境合格事業所」、「河北省食品工業優秀企業」、「石家荘市納税高額企業」、「文明事業所」など数々の表彰も受けている¹¹⁾。中央テレビ（CCTV）の CM で、『紅樓夢』に登場する美女の一人、王熙鳳を演じた女優の鄧婕を起用したことで知られる。これだけ全国的に知名度の高い企業であるにもかかわらず、三鹿は粗悪粉ミルクを製造販売していたのである。

三鹿は 1987 年に乳牛 2000 頭を河北の農民に売ったり、貸したりして多数の酪農農家を自社の傘下に置いた。その上で、石家荘市・三鹿・酪農農家の共同出資でミルク・ステーションを設立した。この方式によって三鹿は急成長し、2003 年には契約酪農農家の飼育する乳牛は 14 万頭を数え、年商 30 億元に達した。他方で、企業の急成長は経営のひずみをもたらし、ミルク・ステーションに対する管理・監督がおろそかになり、2008 年 3 月にメラミン混入問題が発覚し、早くもその年の 12 月には三鹿集団は破産宣告を受けた。

2009 年 1 月に三鹿集団の董事長の田文華（女性）に無期懲役の判決が下った。田は 1968

年に三鹿集団の前身の石家荘市牛乳工場に配属になり、1987年に同集団のトップに昇りつめたたたき上げである。全国政協委員として2001年には食品汚染事件に対する立法と対策の必要性について発言したこともある。ところが、田は同社の粉ミルクにメラミンが混入していることが発覚した後も、2008年8月2日から9月12日にかけて同じ製品の生産・販売を継続するよう指示していた〔謝鵬（2012, 95～96頁）〕。田のほかに、原乳にメラミンを添加したり、メラミンの販売に携わったりした者数人も死刑や懲役刑を科された。石家荘市長も解任された。

メラミン入り粉ミルク事件は三鹿だけに留まらず、多くのメーカーにも広がりを見せた。既に述べたように、中国では粉ミルクの品質基準は窒素（N）の含有度で測定する。大豆粉などで薄めた粉ミルクのN含有度を引き上げるため、ミルク・ステーションなどでメラミンを添加する企業が多かった〔柯志雄（2009,136頁）〕。2007年には三鹿製粉ミルクを飲んだと訴え出た乳児被害者は1日で6244人にも上った。そのうち、3人が死亡している。

中国の大手食品企業に対しては、1999年12月5日から品質検査を免除する特例措置がとられてきた。ところが、粗悪粉ミルク事件が相次いで起こったため、2008年9月18日、国务院弁公庁はこの食品品質検査に関する特例免除制度を廃止せざるを得なくなった。品質検査免除制度が廃止された翌日の9月19日には粉ミルク・メーカーに対する大がかりな品質検査が行なわれた。全国150ヵ所の国家レベルの食品類品質検査センターと実験室が動員され、市場シェアの70%以上を占める蒙牛、伊利、光明、三元、ネスレなど154社の製品が検査された。その結果、三元とネスレを除いて、主要22社の69サンプルからメラミンが検出された。多くは三鹿系メーカーで、メラミン濃度が高いものは粉ミルク1kg当たり6.196グラムにも達していた〔柯志雄（2009,136頁）〕。蒙牛は121サンプル中、11サンプルで0.8～7g/kg、伊利は81サンプル中7サンプルで0.7～8.4g/kgのメラミンが検出された¹²⁾。メラミン入り粉ミルク事件では、最終的に29万6000人の児童に腎臓結石などの泌尿器系の異常が出た。そのうち、5万1900人が病院に送られ、6人が死亡した〔上海市食品薬品安全研究中心・唐民皓（2012,43頁）〕。

光明は、その前身が上海市農業局所属の上海市牛乳公司である。1992年に王佳芬を董事長に迎えて、大きく発展した。王の指揮下に光明は1996～2000年に牛乳販売高で全国1位の座を占めた。「抗生物質無添加」を謳い文句にして、売り上げを伸ばしたこともある〔謝鵬（2012, 92～93頁）〕。上海市場で光明の高温殺菌牛乳と、蒙牛のロングライフ牛乳とが争ったことでも知られる〔劉冬（2010,90～102頁）〕。

王佳芬は文革の頃に農村に下放された経験をもつ女性である。農村の貧しさを熟知し、しかも女性として哺乳の大切さをよく認識しているはずの経営者が率いる光明でも、メラミン添加の粉ミルクを販売していたことは消費者にとって大きなショックを与えた。王は消費期限の過ぎた牛乳の再加工問題やメラミン混入問題で2009年初めに職を辞することになる。現在の光明は外資の投資を仰ぎ、国有資本・外資・民営資本からなる連合株式企業となっている。

このような重大な食品安全違反事件が相次ぐ中、すでに述べたように 2009 年 6 月 1 日から食品安全法が施行された。この法律の施行は確かに食品安全保障にとって、大きな前進ではある。だが、それ以前にも食品安全関連の法規はあり、監督官庁もあった。1985 年には国務院は全国的に国が品質サンプリング検査を行う制度を導入した。2005 年には 18 万余の企業の 21 万余の商品に対してサンプリング調査を行っている。1985 年の合格率は農業用生産財 78.2%、工業用生産財 71.4%、日用消費財 51.7%、食品 63.6%であったものが、2005 年にはそれぞれ 87.6%、80.4%、75.4%、82.7%まで上昇しているものの、依然として合格率は低かった [柯志雄 (2009,180 頁)]。

そもそも 2008 年のメラミン事件が摘発されて後、回収された三鹿の粉ミルクはどのように処分されたか、またその他の企業が回収した汚染粉ミルクもどう処分されたかすら公表されていない [謝鵬 (2012, 127 頁)]。いくら法律を強化し、行政が厳しく取り締まっても、目先の利益を得ようとする企業経営のあり方や企業文化のあり方が変わらないことには、企業の違反と行政の取り締まりとのイタチごっこが繰り返されるだけである。

4. 企業文化と食品安全

本節では、中国の企業経営のあり方や企業文化の特徴と食品安全問題との関係について検討してみよう。

4-1 伊利と蒙牛

メラミン添加粉ミルクを販売した企業の中には伊利と蒙牛も含まれていた。両者共に内モンゴル自治区に本拠を置く企業である。

伊利は 1983 年にフフホト市所有の回民（ムスリム）食品工場として設立された。鄭俊懷が董事長になってから急成長を遂げ、1996 年に内モンゴル自治区で最初の株式上場企業になった。1999 年に鄭俊懷ら伊利の経営陣 20 数名が出資して華世貿易会社が立ち上げられた。

華世貿易会社はフフホト市傘下の他の地方国有企業が所有する伊利株（法人株）に対して、購入をしかけていった。その資金の調達は次のような巧妙な手法で行われた。一つは、伊利から 150 万元を華世に移して伊利の法人株を購入させ、その後ひそかに 150 万元を伊利に戻すというものである。もう一つは、伊利と取引関係のある牛乳業者に銀行から融資を受けさせ、それを華世に転貸させるという手法である。華世はそのカネを伊利株 1500 万元の購入に充てた。さらに華世は購入した株を担保にして銀行から融資を受けて、牛乳業者に借金を返済している。

その後、フフホト市国有資産管理局の所有する伊利株すべてが市財政局に移された。そのうち、500 万株が「啓元」と改名した華世に売られている。かくして華世は筆頭株主の市財政局に次いで、伊利の第二株主となったのである。

2002年、伊利の売り上げは40億元に達し、鄭俊懷は中共第16回全国代表大会の代表の一人に選出された。2003年には伊利の筆頭株主である市財政局から金信信託会社が株を購入した。この取引の背後には伊利の経営陣の働きかけがあった。

2004年から鄭俊懷にとって事態は暗転し始める。MBO（経営陣による株式の買い取り）のやり方が「国有資産の横領」に当たると当局の摘発を受け、裁判で鄭に対して懲役6年の判決が下された。2005年には鄭の跡を継いで、潘剛という35歳の董事長が誕生した。その後、伊利はメラミン問題でも挫折することなく、2008年には破産した三鹿に替わって牛乳市場のトップシェアを握っている〔吳曉波（下）（2008,202～203頁）〕。

蒙牛は伊利との因縁浅からぬ会社である。同じ内モンゴル自治区内に本拠を置くということのほかに、蒙牛の董事長の牛根生は伊利の元副総裁であった。

牛根生は貧しい家庭の出身で、生後1ヵ月のときに50円で身売りされた。牛は小さい頃から養父の下で放牧の手伝いをして育った。また、養母はかつて国民党将校の妾であった人で、牛根生を連れて、昔預けた金銀・宝飾のことをタネに知人にカネの無心をして回っていた。この少年時代の体験は、牛根生に後々までひどい屈辱感を残すものであったという。その後、牛根生は伊利の前身である回民食品工場に勤め、牛乳びん洗いをしていた。そこで鄭俊懷に才を見出され、牛の出世への道が開かれた。

牛は1992年には冷飲事業部総経理との兼任で副総裁の地位に就いた。当時、総裁の鄭が高級乗用車を買うよう牛に特別賞与を出したことがある。ところが、牛は自分のためには使わず、そのカネで数台の小型乗用車を購入して部下に分け与えた。一事が万事この調子であったから、牛の評判は社の内外ですこぶる良かった。伊利の外部からも「伊利に牛あるを知るが、鄭あるを知らず」という声が聞こえてくるほどであった。このような牛の名声は鄭の不興を買ったのであろうか、牛は1998年に伊利を解雇された〔金沢灿（2008, 45頁）〕。

伊利を去った牛は翌1999年、冷飲事業部の元部下9人と共に1000万円の資金で蒙牛を設立した。牛乳の仕入先も加工工場も買い手もなく、業界1116位という末端からの出発であった。自工場を持たない蒙牛が採用した戦略は、全国的範囲で多数の小規模零細の乳製品生産業者と模擬連合を結ぶというものであった。それらの業者の工程と製品を蒙牛規格で統一することによって、蒙牛ブランドとして売り出した。蒙牛自身は乳牛を飼育せず、牛乳集配車も集配加工ステーションも持っていない。そのことによって、飼育コストや運輸コストを大幅に節減することができたのである。

このような経営手法を通じて蒙牛は急速に成長し、2001年の売上高は7.2億元に達し、業界第4位にまでなった。2003年には人工衛星「神舟五号」打ち上げの協賛スポンサーになった。2004年のアテネ・オリンピックでは代表チーム全員に「牛乳定食」を提供している。香港の証券市場にも上場し、13.7億香港ドルの資金を調達した。牛の資産は1.3億米ドルとなり、中国の富豪ランキングにも登場するようになった。

湖南衛星テレビ「超級女声」は、かつて山口百恵や森昌子らを輩出した日本の「スター

誕生」をまねた人気の歌謡番組である。蒙牛はこの番組のスポンサー権を独占していた。このことも蒙牛ブランドの人気を高めた。「超級女声」は 2005 年 8 月には 7%の高視聴率を獲得した。地域ごとにテレビ局が分散している中国では異例の高さである。中央テレビ（CCTV）と監督官庁の国家ラジオ・テレビ総局から番組内容を派手にせぬよう圧力がかかるほどであった。

蒙牛は私営の株式会社であるが、企業の創立当初から企業内に党組織を設けていた。そのことが中央や地方の党と政府のバックアップを得ることにもつながっている [中国企業文化促進会（2008, 229～234 頁）]。

苦労人の経営者である牛根生の経営哲学は「誠信」（誠実と信用）を根幹に据えている。

「小さな勝利は智により、大きな勝利は徳による。真面目さが事を成し、誠信が人をつくる。」

「党と政府が我々に発展のチャンスを与えてくれたのだから、我々は党と人民のために貢献しなければならない。」

「品質の良し悪しは人格品行の良し悪しである。」

牛根生が人を用いるには、次の 3 種類の人を優先するという。第一は出身が貧困でさまざまな苦難を経してきた人。第二は仕事の経歴が長く、幾つもの職場を経験している人。第三は外国語と金融の両方の専門知識のある人。楊文春は 1996 年に伊利で働いていたとき、公金を流用してボーナスを支給したかどで辞めさせられた人物だが、上記の 3 条件に合致していた。牛は楊を蒙牛の創設に参画させ、楊の結婚資金を援助したり、楊を日本での合宿研修に派遣したりしてやった [劉冬（2010, 197 頁）]。

このように見てくると、蒙牛の牛根生の生い立ちや経営哲学はシャープの早川徳次と似たところがある。早川徳次も幼い頃に養母の虐待に遭い、徒弟奉公も経験している。関東大震災で妻子を亡くし、取引先に騙されて借金も負った。それでも企業理念に「誠意と創意工夫」を掲げていた。不況で社員を解雇しなければならないときには、幾晩も悩みぬいた。賀川豊彦に頼まれて、大阪府身体障害者協議会の会長も引き受けている。同じように「誠信」を経営理念として掲げていても、本業において粉ミルクへのメラミン混入を防止する措置を怠った牛根生の経営には根本的なところに問題がある。

順風満帆に見えた蒙牛だが、2008 年のメラミン混入問題で経営危機に陥った。飼育、集配、加工まで連携企業に任せて自前の設備を持たない蒙牛の製品にメラミンが混入するのは必然であった。2009 年、国有の中央企業である中糧集団が香港証券市場で T O B（株式の公開買い付け）をしかけ、蒙牛の筆頭株主になった。1 株 17.6HK ドルの価格で、61 億 HK ドルを費やしている。

中糧集団は元々 1949 年設立の糧油食品貿易公司（国有・国営）に発する農産物・食品を扱う伝統的企業であったが、改革開放後は経営の多角化を進め、農産物・食品の加工・販売のほかにもショッピング・モール、リゾート区、ホテル、金融・保険業なども手がけている [喬衛兵（2012, 517 頁）]。中糧は 2009 年から同社製品のブランド化を推進しており、

すでに“福臨門食用油”、“長城ワイン”、“金帝チョコレート”、“湖雪小麦粉”、“五穀道場インスタントラーメン”、“屯河トマト製品”、“悦活ジュース”、“家佳康肉製品”、“万威客肉製品”、“雪蓮カシミア”、“中茶茶葉”、など多くのブランド商品を有しているが、乳業には参入できていなかった。中糧はこの買収で宿願を果たしたことになるし、蒙牛も経営危機を脱することができた。2011年6月、牛根生は蒙牛の董事長を退き、中糧集团董事长の寧高寧にその座を明け渡した〔謝鵬（2012, 132～134頁）〕。

メラミン混入問題が起こってから、伊利、光明、蒙牛など大手各社は米国と日本からクロマトグラフィ（色層分析法）検査機器や質量分析器などを輸入するとともに、牧場や生産工程の管理も強化してきた〔謝鵬（2012, 123頁）〕。しかし、4年を経た2012年になっても、乳業企業の食品汚染問題は根絶されてはいない。2012年8月、浙江省工商局は蒙牛の代理店が品質保証期限の過ぎた製品を販売していたと発表した。これは、2012年5月に義烏市の蒙牛店の経理が品質保証の期限切れの迫った3000箱の牛乳を蒙牛の従業員から半値で買い取り、それを永康県で他の者が生産日時を改ざんして正価販売した事件である。

2012年6月には伊リの粉ミルクから許容値を超える水銀が検出された。生産過程で使用した水か飼料、あるいは「糊精」（デキストリン）から原乳に混入したと見られている。

2012年6～10月には、光明の乳製品に品質不良問題が相次いで発生した。安徽省の2つの小学校で牛乳を飲んだ生徒が嘔吐した（6月）、洗浄用の梶水（かんすい）が牛乳に混入していた（6月）、クリームに基準値を上回る細菌が含まれていた（7月）、牛乳が腐敗していた（9月）、チーズに禁止されている岩塩が含まれていた（9月）、牛乳ビンのプラスチック蓋が摩損してできた粉末が牛乳に混入した（10月）などである〔上海市食品薬品安全研究中心・唐民皓（2013, 39～43頁）〕。

これらの事例を見ると、蒙牛も伊利も光明も、メラミン混入問題の教訓を経営のあり方に生かして、食品安全問題に真剣に取り組んできたとはとうてい言えない。

4. 2 中国の食品安全問題の社会的背景

中国で食品安全問題が多発する要因は互いに影響し合い、複雑にからみ合っており、総合的・多面的な取り組みが必要であることは言うまでもない。法整備や安全基準の適正化、あるいは罰則の厳格化などもその一つである。また、行政の監督・管理体制を強化し、縦割り行政の弊害を取り除くことも重要である。さらに、制度化されていない市場経済の下で、未熟な消費者意識につけ入って、目先の利益を得ようとする企業行動にも問題がある。消費者の食品安全意識を高めることも重要で、2012年には食品安全キャンペーンが全国的に展開された。国务院食品安全弁公室は「食品安全宣伝教育工作綱要（2011～2015年）」を發布して、食品安全に関する教育・広報機構の組織化を目指している。

食品業界には不祥事件の起こりやすい条件もある。山西省の食品安全問題を現地調査した程景民（2013, 58～66頁）によると、食品業界は零細企業が多く、営業許可証を取得しないで業界に参入している企業の割合も高かった。程がT市でサンプリング調査した食品

生産加工企業 494 社のうち、許可証を得ていたのは 152 社 (31%) しかなかった。他の市も同様で、L 市では 423 社中の 113 社 (27%)、Y 市では 1336 社中の 166 社 (12%) に過ぎなかった。また、T 市では営業許可証を得ている食品販売店舗 7157 店のうち、食品小売店 4007 店、小型チェーン店 313 店、食品卸売り店 217 店、大中型スーパー 75 店、その他 167 店と、小規模店が大多数を占めていた。

改革開放後、郷鎮企業や民営化された元国有中小企業を含む民営経済の急速な成長は中国の経済発展の原動力の一つであった。しかし他方で、経済のバブル化が進み、変動の激しい中国市場では将来の見通しはなかなか立たない。まして民営企業の多くは中小の零細企業や個人経営である。中小企業や個人経営がいつ淘汰されても不思議ではない。初期の設備投資が比較的少なく済み、零細企業の参入が比較的容易な食品業界では、売り手市場で買い手のつくうちに粗悪品でも不良品でも売っておこうと、個々の企業が近視眼的な利益追求に走りがちである。

中国社会における信用や規範の弱化と拝金主義の横行を世間に知らしめた典型的な事例が、「地溝油」(廃棄された食用油を下水溝からすくい取り、再利用する) 事件である。2011 年 7~9 月に公安部が浙江、山東、河南などの公安を組織して捜査し、14 の省にまたがる犯罪ネットワークを摘発し、闇工場 6 ヶ所、違法生産ライン 2 本を発見し、精製された油 100 トンと偽ブランドの貼られたカン入り油 100 箱余を押収した [上海市食品薬品安全研究中心・唐民皓 (2012,48 頁)]。2012 年 3 月にも公安は浙江省など 6 つの省で一斉取締りを行った。闇工場と拠点 13 ヶ所を捜索し、100 余人を逮捕し、「地溝油」3200 トンを押収している [上海市食品薬品安全研究中心・唐民皓 (2013,40 頁)]。

前掲の李松 (2011、103 頁) によれば、中国社会全体が誠実や信頼を軽視する風潮の中で、激烈な市場競争にさらされている企業は直近の利益を獲得するために非合法な手段も辞さなくなっている。つまり、食品安全事件の頻発は「中国社会が道德心を喪失した縮図」だというのである。

では、中国の食品安全問題は袋小路に陥っていて、出口はないのか。信用や規範を失った社会や市場をどこから建て直していったらよいのだろうか。

4. 3 CSR の推進を通じた社会変革の試み

中国でも近年、CSR の推進という課題は注目されている。2008 年 2 月には中国社会科学院経済学部で CSR 研究センターが設立された [中国社会科学院経済学部企業社会責任研究中心・彭華南 (2013)]。それ以降、『CSR 青書』2009、2010、2011 の各年版において理論と実践手法の研究がなされ、2012 年に『中国 CSR 研究報告』が作成された。同報告では、国有企業、民営企業、外資企業の CSR についてのデータに基づき、「中国 100 強 CSR 発展指数」を発表して、個々の企業の取り組み状況を分析評価している [陳佳貴ほか (2012, 262~279 頁)]。

このように個々の企業が CSR に取り組むのと並行して、中国では中央政府、地方政府レ

ベルでも CSR の推進を政策的に奨励してきた。中央レベルでは、2008 年に国務院国有資産監督管理委員会が「中央企業が社会的責任を遂行することに関する指導意見」を提出した。地方レベルでも上海市は「CSR 地方基準」および「CSR 評価体系」(2008 年発布、2009 年実施)を作成している。浦東新区も「CSR の推進に関する若干の意見」(2007 年作成、2011 年改訂)を出した。そのほかにも深圳市(2007 年)、浙江省、義烏市、温州市、華興市、無錫市、煙台経済技術開発区(以上は 2008 年)、杭州市、石家荘市(以上は 2009 年)、威海経済技術開発区(2010 年)、山西省(2011 年)などの発布した CSR の推進に関する通達や評価指標がある[高宝玉ほか(2012, 49~251 頁)]。

以下では、食品安全保障のためには市場規範の確立と社会的信頼の醸成が不可欠であり、そのカギとなるのが CSR を重視した企業文化の構築であるという観点に立って、地方政府が地域ぐるみで CSR の推進に取り組んでいる事例を取り上げる。資本主義の枠内のことではあるが、企業は社会変革を牽引する動力となることができる。市場の需要に敏感に反応したり、市場動向をリードしたりすることによって「文化形成の担い手」ともなり得る[カーン=ヘンリク・ロベール(1996, 106 頁)]。

煙台経済技術開発区は国家級の開発区として 1984 年に認可された。その後 30 年近くを経て、今では 1 万 2000 企業(個人経営を除くと 6000)が登記し、そのうち大企業は 3000 を数える¹³⁾。同開発区は煙台市の 60 分の 1 の土地で GDP の 6 分の 1、税収の 5 分の 1、工業付加価値の 4 分の 1、輸出入総額の 5 分の 3 を達成している。かつては同開発区の企業は「三重視、三弱化」(①優遇政策を重視し、開発区への貢献が弱い、②取締役会への責任を重視して、社会に対する責任感が弱い、③企業内のことを重視して、社会的弱者への支援が弱い)と言われていた[何志毅ほか(2009,19~31 頁)]。

同開発区では 2004 年から CSR の導入について準備を始め、2008 年 3 月に「煙台経済技術開発区において CSR 審査評価体系の実施に関する意見(試行)」を発布した。この審査評価指標は CSR を評価する 8 大指標と 30 項目の審査細目からなる。8 大指標の分類とそのウエイト、およびそれぞれの細目の配分点数と監督管理局は表 2 のとおりである。大分類のウエイトの合計は 1、細目の合計点数は 1000 である。

上掲の審査評価指標の得点に基づいて、開発区は毎年末に各企業の評定を行う。合計点数 1000 点の中で、900 点を上回ると優秀企業、700~900 点が合格企業、700 点未満が要改善企業となる。2013 年 9 月 4 日、開発区管理委員会での聞き取りによると、個人経営を除く 6000 企業のうち、例年、優秀企業は数%で、合格企業が 80%を占め、要改善企業が 10~20%になるという。

2012 年に優秀企業と認定されたのは、特等が上海通用東岳基地と富士康(煙台)科技工業園の 2 社、1 等が煙台新時代健康産業有限公司など 14 社、2 等が斗山工程機械(中国)有限公司など 8 社、3 等が樹研光学(煙台)有限公司など 9 社であった。

富士康は深圳では労務管理などの面で問題が起きたところだが…と筆者が質問したところ、於少軒・管理委副主任からは当地では全くそういう懸念はないという回答がなされた。

立地が変わることで簡単に個々の企業の経営形態が変わるとは思えないが、筆者の今の研究段階では富士康の経営に改善があったのかどうかを判断しかねる。

表2：煙台経済技術開発区の CSR 審査評価指標

(1) 経済発展の責任 ウェイト：0.515		
1	工業生産総額または主要業種売上高	90 点（発展改革経済信息局）
2	輸出入総額	70 点（商務局）
3	科学技術革新	70 点（科技知識産権局）
4	税・負担金納付	215 点（財政局、国税局、地税局）
5	固定資産投資	70 点（発展改革経済信息局）
(2) 省エネ・廃棄物削減の責任 ウェイト：0.135		
6	省エネ量	30 点（発展改革経済信息局）
7	省エネ弾性値（工業生産額 1 万元当り）	30 点（同上）
8	節水弾性値（工業生産額 1 万元当り）	20 点（同上）
9	汚水コントロール指標	30 点（都市管理環境保護局）
10	環境管理指標	15 点（同上）
11	環境調和指標	10 点（同上）
(3) 遵法の責任 ウェイト：0.07		
12	企業の遵法管理の記録	20 点（政法委）
13	公平な競争の展開	20 点（工商分局）
14	消費者の権益の保障	10 点（同上）
15	企業の品質管理の記録	20 点（技術監督局、検験検疫局）
(4) 従業員保障の責任 ウェイト：0.115		
16	労働保障法規の遵守、労使協調	15 点（人力社保局）
17	賃金・各種手当での支給と福利厚生	15 点（同上）
18	労働契約、社会保険料納付、リストラ抑制率、住宅積立金納付	20 点（人力社保局、財政局）
19	適齢農民の就業と安定雇用	15 点（人力社保局）
20	生産安全と事故管理	20 点（安全監督局）
21	企業の安全生産条件の保障	15 点（同上）
22	党支部・工会の設置	15 点（組織部、大衆工作部）

(5) 精神文明建設と貧困者・弱者支援の責任 ウェイト:0.095		
23	全区の精神文明建設への参加	30 点 (宣伝部)
24	寄付・慈善活動	20 点 (民生局)
25	公益事業寄付	20 点 (審査評価委)
26	農村・社区建設への支援	25 点 (組織部、民生局)
(6) 計画生育の責任 ウェイト:0.03		
27	国の計画生育成策の履行	30 点 (衛生人民計画生育局)
(7) 安全予防の責任 ウェイト:0.03		
28	社会治安・秩序	15 点 (政法委)
29	従業員の違法行為・犯罪の予防	15 点 (公安分局)
(8) 組織指導責任 ウェイト:0.01		
30	企業内部の CSR 管理体系	10 点 (審査評価委)

(出所) 煙台経済技術開発区管理委『關於 2013 年度企業社会責任考核評価体系的實施意見』2013 年 44 号文件、6～7 頁。

なお、先行研究の中には、開発区は CSR の審査結果に基づいて優秀企業に対して税の減免や税務当局の査察回数、インフラ整備、工場建設用地などの面で優遇措置があると述べているものもある [何志毅ほか (2009, 25 頁)]。しかし、於少軒・管理委副主任への聞き取りによると、直接的な報奨や実益につながるような優遇措置はないという回答であった。

上記の社会的責任に関する優秀企業のうち、1 等に認定された煙台新時代健康産業有限公司を訪問取材し、劉志河・総経理から説明を受ける機会を得た (2013 年 9 月 4 日)。この会社は、中国節能環保集团公司 (本社: 北京) — 新時代健康産業 (集団) 有限公司 (本社: 北京) — 煙台新時代健康産業有限公司 (本社: 煙台) という系列関係の中にある 14)。

中国節能環保集团公司は企業集団全体を統括する親会社で、国有中央企業 117 社のうちの 1 つである。省エネ・環境産業に携わっている唯一の中央企業でもある。中国節能環保集团公司 (1 級レベル) の傘下には、2 級レベルの子会社 23 社、3 級レベル以下の孫会社 227 社があり、それらの企業の従業員を合計した数は 3 万余人になる [喬衛兵総編 (2012, 552 頁)]。

2 級レベルの子会社、新時代健康産業 (集団) 有限公司は健康食品・化粧品などの製造・販売を主な業務とし、1995 年 3 月に設立された。生産拠点として、煙台新時代健康産業有限公司と煙台新時代日化有限公司 (主に化粧品) の 2 社を傘下に置く。その他に、香港で海外販売を担当する中建国際集団有限公司、社内教育・人材養成を担当する北京新時代商務技能培訓中心有限公司、および各省・自治区・直轄市で国内向け販売を行う 31 支店を擁している。これらを合わせると、新時代健康産業 (集団) 有限公司の従業員は 895 人にな

る。平均年齢 33 歳、男女比は 1 対 1.1 になる。高級幹部 11 人中、女性は 2 人である。従業員の離職率は 4 %であった（そのうち、解雇が 0.56%、自己都合が 3.44%）。産休・育休後の女性従業員の復職率は 1995 年の創業以来ずっと 100%であるという。主な製品には、宇宙飛行用の健康食品、医薬、栄養剤、酒、粉ミルク、化粧品などがある 15)。

新時代健康産業（集団）有限公司の CSR への取り組みは比較的早く、2001 年に専門家顧問委員会を立ち上げ、戦略、事業、コンサルティング、技術の 4 つの分科委で研究を積み重ねてきた。2010 年には中国食品安全年会から「食品安全に最も社会的責任感のある中国企業」、「中国食品安全十強企業」として表彰された。第三者評価も実施しており、国際的な認証機関 GRI や ISO26000 の審査に合格している [新時代健康産業（集団）有限公司（2013, 84~98 頁）]。

筆者が訪問した煙台新時代健康産業有限公司が生産している代表的な製品には、1995 年に開発された「国珍松花粉」という錠剤がある。馬尾松（シナアカマツ）の花粉とデキストリンを原料とし、効能は中高年の免疫力強化にあるという。「国珍松花粉」は 1 ビン（270 粒）360 元と高価であるが、全国の松花粉錠剤市場で 95%のシェアを占めるほど好評を博している。この商品の販売の総元締めは上級の新時代健康産業（集団）有限公司である。

煙台経済技術開発区の CSR に対する取り組みで特徴的なところは、個々の企業の経営のあり方を改善していくことを目指すと同時に、開発区全体で CSR を推進していくことによって地域社会全体を変革していこうとする点にある。開発区の企業にとって、CSR の審査評価のための査察に対応したり、報告書を作成したりすることは、かえって負担増になってマイナス効果ではないかと筆者が質問したところ、CSR の審査は各部局が従来から行ってきた各部局の監督管理業務と企業の毎月の統計報告とに基づいて行っているので、企業にとって新たな負担増にはならないという回答があった。

改革開放後の中国は経済が市場化、国際化する中で、「信認の危機」に陥っている。従来の社会主義体制と訣別して、経済制度の面ではまぎれもない資本主義の道を歩んでいる。中国社会にはかつてのような社会主義や共産党に対する信認は存在しない。他方で、社会主義や共産党に代わって人々が共有できるようなイデオロギーや価値観も見出せてはいない。

そういう「信認の危機」がまん延している状況の下で、中国の企業は不安定な市場環境と厳しい市場競争にさらされている。短期的であろうと、その場限りであろうと、得られるときに利益を得ておかなければ、いつ倒産の憂き目にあうかもしれない。資本主義のあくなき利潤追求は日本企業ではオブラートに包まれているが、中国ではむき出しのギラギラした形で現れる。中国社会の一部には儒教などの伝統文化を持ち上げる動きもあるが、未だ中国社会を動かす力にはなっていない 16)。

中国型市場経済の下で、あえて現実的に実行可能な社会変革の可能性を挙げるとすれば、市場競争力を備えた企業の中から新たな企業文化が広がっていくことにあるのではないかと。

そこでは長期的観点に立って、企業の信用を育て、企業の社会的責任を果たしていくことが求められている。煙台市経済技術開発区に見られるように、地方政府は企業の社会的責任の遂行を奨励する方向で積極的な役割を果たすことができる。

5. おわりに

本稿では、中国の食品安全問題を解決し、市場規範を確立していくためのカギとして、地域全体での CSR の推進に着目した。それが「信認の危機」に直面している中国社会を変革していくための近道であるとも論じた。しかし、真に中国社会の変革につながるかどうかは、今後の長期にわたる実証研究を待たねばならない。今後の課題としたい。

最後に、煙台経済技術開発区管理委員会における現地調査に当たっては、多くの方々にお世話になった。いちいちお名前を挙げるのは差し控えるが、記して謝意を表する。

注

- 1) 程静・陸超雲 (2012, 6 頁)。後述するように、地方政府の CSR 審査評価でも直接的に株主に対する責任を表す指標は含まれていない。
- 2) <http://baike.baidu.com/view/4369413.htm>
- 3) 『北京晩報』2001 年 8 月 29 日。
- 4) 本節に挙げた食品安全事件の詳細は、童一秋・記康保 (2002, 5～12 頁) を参照されたい。
- 5) 程景民 (2013,30～34 頁)、上海市食品薬品安全研究中心 (2008,10～21 頁)、王彩霞 (2012, 69～75 頁) 等を参考にした。
- 6) 『新華網』2006 年 9 月 17 日、9 月 19 日。
- 7) <http://finance.11.co/a/20110419/00163.htm>
- 8) 『広州日報』2011 年 3 月 29 日。
- 9) www.gov.cn 2005 年 8 月 9 日、国务院应急管理弁公室。
- 10) <http://www.sina.com.cn> 2004.4.22 CCTV 『時空連線』。
- 11) 三鹿集団の概要は、程静・陸超雲 (2012, 12～23 頁)、柯志雄 (2009) 等に依る。
- 12) 『新華網』2008 年 9 月 9 日。
- 13) 煙台経済技術開発区管理委員会の於少軒・副主任へのヒアリングに基づく (2013 年 9 月 4 日)。
- 14) 中国節能環保集団公司は 2010 年に中国節能投資公司と中国新時代控股 (集団) 公司との合併によって成立した。中国新時代控股 (集団) 公司の傘下にあった新時代健康産業 (集団) 有限公司は自動的に中国節能環保集団公司の傘下に入るようになった。新時代健康産業 (集団) 有限公司は 1950 年代から続く軍事工業企業が転身したものである。
- 15) 新時代健康産業 (集団) 有限公司 (2012, 49 頁)、<http://www.5dgz.com/>。

- 16) 中国社会科学院経済学部企業社会責任研究中心・彭華崗 (2013,23~37 頁) の第 2 章において、台湾実践大学の江岷輝は儒教、道教、法家の思想と CSR との共通点について述べている。

引用文献

(中国語文献)

- 陳佳貴ほか『中国企業社会責任研究報告 (2012)』社会科学文献出版社、2012 年。
- 程静・陸超雲『公司社会責任問題系列案例研究』中国金融出版社、2012 年。
- 程景民『中国食品安全監管体制運行現状と対策研究』軍事医学科学出版社、2013 年。
- 高宝玉・Rolf Dietmar・Andreas Edele 編『中国地方政府推進企業社会責任政策概覽』經濟管理出版社、2012 年。
- 韓俊主編『中国食品安全報告 (2007)』社会科学文献出版社、2007 年。
- 何志毅ほか編『中国企業社会責任發展報告』經濟管理出版社、2009 年。
- 金沢灿『中国商人常犯的 100 個錯誤』内蒙古文化出版社、2008 年。
- 柯志雄『中国嫻瘍—中国嫻業深度調查報告』山西經濟出版社、2009 年。
- 劉冬『蒙牛十年：不完美的奇跡』企業管理出版社、2010 年。
- 駱漢城ほか『中国誠信報告』江蘇文藝出版社、2004 年。
- 喬衛兵総編『中国国有資産監督管理年鑑 (2012)』中国經濟出版社、2012 年。
- 上海市食品藥品安全研究中心編『食品藥品安全与監督政策研究報告 (2008 年卷)』社会科学文献出版社、2008 年。
- 上海市食品藥品安全研究中心・唐民皓編『食品藥品安全与監督政策研究報告 (2012)』社会科学文献出版社、2012 年。
- 上海市食品藥品安全研究中心・唐民皓編『食品藥品安全与監督政策研究報告 (2013)』社会科学文献出版社、2013 年。
- 童一秋・記康保編『誠信中国——中国企業信用危機報告』中国文盲出版社、2002 年。
- 王彩霞『地方政府擾動下的中国食品安全規制問題研究』經濟科学出版社、2012 年。
- 王瑞璞・張占斌主編『中国民營經濟發展与企業家的社会責任』人民出版社、2006 年。
- 吳曉波『激蕩三十年—中国企業 1978~2008 (下)』中信出版社、2008 年。
- 謝鵬『乳業内幕—中国奶業的江湖』浙江人民出版社、2012 年。
- 新時代健康産業 (集团) 有限公司『企業社会責任報告 2010-2013』同公司、2013 年。
- 詹承豫『食品安全監管中的博奕与協調』中国社会出版社、2009 年。
- 中国企業文化促進会編著『中国企業文化建設調查研究報告:2007~2008 年』中国經濟出版社、2008 年。
- 中国社会科学院経済学部企業社会責任研究中心・彭華崗編『企業社会責任基礎教材 (第 1 版)』經濟管理出版社、2013 年。
- 『北京晚報』2001 年 8 月 29 日。

『広州日報』2011年3月29日。

『新華網』2006年9月17日、9月19日。2008年9月9日。

www.gov.cn 2005年8月9日、国務院応急管理弁公室。

<http://baike.baidu.com/view/44001.htm>

<http://baike.baidu.com/view/1303139.htm>

<http://baike.baidu.com/view/4369413.htm>

<http://finance.11.co/a/20110419/00163.htm>

<http://www.sina.com.cn> 2004. 4.22 CCTV 『時空連線』。

<http://www.5dgz.com/>

(日本語文献)

カール＝ヘンリク・ロベール著/市河俊男訳『ナチュラル・ステップスウェーデンにおける人と企業の環境教育』新評論、1996年。